

# 福岡県薬剤師国民健康保険組合自家調剤制限規程

## (目的)

第1条 この規程は、福岡県薬剤師国民健康保険組合（以下「組合」という。）の自家調剤に係る保険請求の制限事項を定めることを目的とする。

## (自家調剤の定義)

第2条 ここにいう自家調剤とは、保険医療担当医が発行する処方箋に基づき調剤を行う次の場合をいう。

- 1 薬剤師である事業主が、本人及びその家族に係る調剤を自営薬局（本支店を含む）で行う場合。
- 2 勤務薬剤師が、本人及びその家族に係る調剤を本人の勤務する薬局で行う場合。
- 3 薬剤師でない事業主及び薬局勤務者が、本人及びその家族に係る調剤を本人の自営する（勤務する）薬局の薬剤師に依頼する場合。

## (制限事項)

第3条 自家調剤における制限事項は次のとおりとする。

- 1 調剤技術料のうち  
調剤基本料（分割調剤）、時間外等加算（時間外、休日、深夜）、夜間・休日等加算、在宅患者調剤加算 「別表参照」
- 2 薬学管理料は、全ての事項とする。「別表参照」
- 3 介護報酬は、全ての事項とする。「別表参照」

## (実施細目)

第4条 この規程に定めるもののほか、自家調剤制限に必要な事項は、理事会に諮り理事長が定める。

## 付 則

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

## 改 定

- 1 この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から改定する。
- 1 この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から改定する。
- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改定する。
- 1 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から改定する。
- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定する。